

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

豊里こども園 重要事項説明書

乳児等通園支援の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

○ 運営主体

事業者の名称	社会福祉法人栃の木福祉会
事業者の所在地	埼玉県深谷市上柴町東3-18-3
代表者氏名	理事長 柴崎宏

○ 事業所の概要

事業の種類	乳児等通園支援事業
施設名称	豊里こども園
所在地	埼玉県深谷市新戒640-3
電話番号・FAX	電話：048-587-3786 FAX：048-587-0007
施設長名	竹越 愛

○ 事業の目的、運営方針

事業の目的	乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用しているこどもが、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。
運営方針	《基本理念》 子ども一人ひとりを大切にし、地域に愛される園 《保育方針》 子どもの豊かな心と丈夫な身体を育て、自律と自立を促し、生きる力と共生の心を育む保育 《保育目標》 心身が豊かな子ども 思いやりのある子ども 自分で考えて行動できる子ども 自分も他者も大切にできる子ども

2 提供する乳児等通園支援の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

【保育のスケジュール】

10:00 登園、検温
あそび
11:30 給食
12:00 順次降園

3 職員の職種、員数及び職務内容

施設長	1人
保育教諭	15人（常勤：7人、非常勤 9人）
その他（保育支援員）	3人（常勤： 人、非常勤 3人）

- ※ 職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。
- ※ 員数及び常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。
- ※ ローターションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

4 乳児等通園支援を提供する日及び時間

開所日	月曜日～金曜日
休所日	土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3
開所時間	午前10時00分から午後2時00分まで

5 利用料その他の費用等

利用料（利用者負担）	1時間あたり300円
超過料金	30分あたり150円
キャンセル料	1時間あたり300円＋実費負担分 例：2時間予約で給食を食べる場合は、 600円（利用料金）＋350円（給食代）＝950円
実費徴収	給食に係る費用 350円

6 支払方法

利用日に現金にて支払い

7 利用定員

0歳児～1歳児：1人
2歳児：1人

なお、当園のこども園の利用者数に応じ変動するが、利用定員の範囲内で事業を実施する。

8 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

○利用の申込および利用のキャンセルについて

利用申込可能期間	利用日の30日前9時から利用日の10日前12時まで
キャンセル料	利用日前日17時から発生
利用枠消費	利用当日の午前0時以降から消費

○利用の終了に関する事項

次のいずれかに該当するときは、乳児等通園支援の提供を終了します。

- (1) 利用乳幼児の年齢が満3歳になったとき。
- (2) 保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、企業主導型保育施設の利用が決定した時。
- (3) 乳児等通園支援事業を利用する保護者から当事業利用の取消しの申出があったとき。
- (4) 市町村が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (5) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

9 緊急時における対応

保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、幼児政策課及び乳児等通園支援事業を利用する保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

利用子どもに対する乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

<近隣の緊急連絡先>

深谷警察署	048-575-0110
深谷消防署	048-571-0916

10 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	竹越 愛
消防計画届出年月日	令和8年4月27日
避難訓練及び消火訓練	避難訓練及び消火訓練等を月1回実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

<避難場所と指定避難所>

避難場所 (緊急的に避難する場所)	豊里公民館
指定避難所	豊里公民館 (地震) 豊里こども園2F (洪水)

1.1 虐待の防止のための措置

利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

虐待等の行為とは、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為を指します

当園は、乳児等通園支援の提供中に、当園の職員又は養育者（利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区役所支援課、児童相談所及び幼児政策課等適切な機関に通告します。

1.2 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	幼稚園保育園賠償責任保険
保険の内容	保育中の怪我や事故に対して補償します
保険金額	1事故最大2億円かつ1名2,000万円 (保険料は利用料に含む)

当園は、乳児等通園支援の提供にあたり、利用申込者に対して、本書面に基づき運営規程の概要、従業者の勤務体制、乳児等通園支援の内容等重要事項を説明いたしました。

年 月 日

事業者：豊里こども園

住所：埼玉県深谷市新戒640-3

説明者氏名：

私は、本書面により、豊里こども園が提供する乳児等通園支援の内容等重要事項の説明を受け、豊里こども園が提供する乳児等通園支援を利用することについて、同意いたします。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： ㊞（署名でも可）

（利用乳幼児の氏名： ）

（利用乳幼児との続柄： ）